

国民年金保険料の納付が困難なときは保険料免除制度・納付猶予制度があります

市民窓口課 (☎ 76 - 1124)

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合には、申請して認められると、保険料の全額または一部が免除される制度や 50 歳未満の方を対象とした納付猶予制度があります。この制度を利用される方は市民窓口課で申請してください。

■ 各免除が承認された場合の月額保険料

区分	月額保険料
全額納付	16,610 円
全額免除・納付猶予	なし
4 分の 1 納付	4,150 円
半額納付	8,310 円
4 分の 3 納付	12,460 円

■ 免除・猶予の対象となる前年所得の目安

※ 令和 2 年度以前は基準が異なります。

扶養人数	全額免除・50 歳未満の方の納付猶予	4 分の 1 納付	半額納付	4 分の 3 納付
扶養なし	67 万円	88 万円	128 万円	168 万円
1 人扶養	102 万円	126 万円	166 万円	206 万円
3 人扶養	172 万円	202 万円	242 万円	282 万円

※ 本人、配偶者、世帯主の前年所得が審査対象となり、扶養している人数の該当する基準で各々審査されます。ただし、50 歳未満の方の納付猶予制度の場合は、申請者本人と配偶者のみの所得で審査されます。

※ 申請は、原則として毎年度必要です。ただし、全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も全額免除または納付猶予の申請を希望する場合は、継続して申請があったものとして審査（継続審査）を行います。（失業等による特例免除承認者は翌年度も申請が必要です。）

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能な場合がありますので、ご相談ください。

▶ 申請に必要な書類

- 年金手帳
- 失業を理由とする場合は、雇用保険離職票か雇用保険受給資格者証（失業を理由として申請できるのは、失業日（退職日の翌日）を含む月の前月分から翌々年 6 月までです。）

市からのお知らせ

介護保険料納入通知書の送付

介護保険課 (☎ 76 - 1197)

令和 3 年度の介護保険料納入通知書（介護保険料額決定通知書）を 7 月中旬に送付しますので、納付をお願いします。

▶ 普通徴収（納付書で支払い）の方

同封されている各期の納付書で、納期限までに金融機関またはコンビニエンスストア等で納付

▶ 普通徴収（口座振替）の方

各期の納期限の日に指定口座より引落し

▶ 特別徴収（年金天引き）の方

翌年 2 月までの年金から天引き

後期高齢者医療被保険者証の送付に関するお知らせ

保険医療課 (☎ 76 - 1128)

現在ご利用いただいている後期高齢者医療被保険者証（保険証）は 8 月以降利用できません。新しい保険証は 7 月下旬に簡易書留で対象の方に送付しますので、8 月からは新しい保険証をお使いください。7 月までに保険証が届かない場合はご連絡ください。

なお、古い保険証につきましては個人情報を読み取れないよう裁断して破棄していただくようお願いいたします。

子どもたちを水の事故から守るために

農政課 (☎ 76 - 1133)

河川課 (☎ 76 - 1139)

あぶない！ 河川や用水路、ため池で遊ばないで！

毎年、農作業が盛んになる 4 月から 9 月にかけて、河川や用水路、ため池の水かさが増えるため、大変危険です。7 月からは学校も夏休みに入り、子どもたちも水辺で遊ぶ機会が多くなるため、転落などによる水の事故の危険度が高くなります。

▶ 子どもたちが河川や用水路、ため池の近くで遊ばないように注意してください。

▶ 河川や用水路、ため池の近くで遊んでいる子どもを見かけたら、注意のひと声をかけてください。

8月1日から国民健康保険被保険者証が更新されます。

保険医療課 (☎ 76 - 1123)

■ 7月下旬までに新しい被保険者証を簡易書留郵便で送付します。

現在の被保険者証の有効期限は7月31日です。8月1日以降に診療を受けるときは、必ず新しい被保険者証を提示してください。

▶ 注意事項

- ・ 1通に4枚までの封入となることから、5人以上の加入者がいる世帯は複数の封筒で送付します。
- ・ 被保険者証を受け取ったら、住所、氏名、生年月日などに間違いがないか確認してください。
- ・ 今までの古い被保険者証は有効期限経過後に裁断処分してください。
- ・ 被保険者証の色は藤色です。(変更なし)
- ・ 修学のため住所を市外へ移している方は、届け出が必要です。(すでに届け出済みの方は不要)

▶ 新しい被保険者証の有効期限

※新しい被保険者証の有効期限は原則として令和4年7月31日までとなっております。

ただし、次に該当する方は有効期限が異なります。

対 象	新しい被保険者証の有効期限	有効期限の翌日からの被保険者証
令和3年8月2日から令和4年7月31日までに70歳の誕生日を迎える方	誕生日の月末 ※誕生日が1日の場合は、その前の月の月末	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証 ※被保険者証と高齢受給者証が1枚になったもの
令和3年8月2日から令和4年7月31日までに75歳の誕生日を迎える方	75歳の誕生日の前日まで	県後期高齢者医療制度の被保険者証

■ <ご利用ください>ジェネリック医薬品希望シールを被保険者証に同封して送付します。

▶ ジェネリック医薬品とは

先発医薬品の特許が切れた後に、有効成分や効能などがほぼ同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもと製造・販売されているものです。先発医薬品よりも一般的に安価で、本人の医療費負担が下がり、医療費の適正化につながります。ジェネリック医薬品を希望されるときは、医師または薬局に利用希望を伝えるか、被保険者証にジェネリック医薬品希望シール(被保険者証に同封)を貼って提示ください。

※全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。また、薬の種類によって薬価は異なりますので、薬局などに相談してください。

■ <ご利用ください>マイナンバーカード交付申請書を被保険者証に同封して送付します。

今年10月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

まだマイナンバーカードの交付申請をされていない方はご利用ください。

※すでに交付申請をされている方は改めての手続きは不要です。



詳しくはこちら▶
(内閣府マイナンバーカード
保険証利用特設サイト)

■ 多重債務により国民健康保険税のお支払いでお困りの方へ 弁護士による国民健康保険多重債務者相談(無料)を実施します。

相談内容の秘密は厳守します。一人で悩まず、気軽にご相談ください。消費者金融などの貸金業者から過払い金を回収して国民健康保険税などの滞納分に充て、多重債務の解消ができる場合があります。

内容 借金の整理、破産や再生に関する質問など、借金に関すること全般

とき 7月25日(日)午前9時～正午、午後1時～4時(事前予約制)

ところ 市役所本庁舎会議室 ※保険医療課で受付後、案内します。

相談時間 30分程度 **申込み** 7月20日(火)までに、電話で保険医療課

味岡市民センター公民館講堂(2階)が一時ご利用できません

味岡市民センター (☎ 76 - 7000)

味岡市民センターの講堂照明器具の取替を行うため、下記の期間中は2階講堂の利用ができません。
令和4年1月14日(金)～28日(金)

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します

市民窓口課 (☎ 76 - 1122)

令和2年度における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を、7月1日(木)から市ホームページ、市民窓口課および各支所にて公表します。



市税等の納期限のお知らせ

収税課 (☎ 76 - 1117、76 - 1118)

- 固定資産税・都市計画税 (第2期)
- 国民健康保険税 (第2期)
- 普通徴収介護保険料 (第1期)

納期限 8月2日(月)

市税等の納付には、簡単な手続きで納め忘れのない「口座振替」をご利用ください。

「口座振替」を利用すると、指定した金融機関の預貯金口座から、納期限の日に自動的に引き落として納付していただけます。

※ 口座振替をご利用の方は、口座の残高をご確認ください。
スマートフォンアプリ「PayB」「PayPay」「LINEPay」でも市税等の納付ができます。

※ 口座振替をご利用の方は、アプリによる納付をご利用いただけません。利用方法については、各アプリのホームページをご確認ください。

■ 休日の納付相談および納付窓口

とき 7月11日、25日(日)

午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎2階

平日の昼は忙しくて、税金の支払いができない場合は、毎週日曜日に休日開庁をしていますので、ご利用ください。

■ 休日の納付窓口

とき 毎週日曜日(年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎1階

※ 本庁舎は新型コロナワクチン接種会場になりますので、感染防止対策の徹底をお願いします。

スズメバチ等の巣の駆除費用の補助について

農政課 (☎ 76 - 1131)

スズメバチ、ミツバチの巣の駆除を業者に依頼した場合、予算の範囲内で費用の一部を補助します。

▶ 補助対象者

スズメバチ類およびミツバチ類が営巣し、活動している市内の敷地または建物の所有者、使用者または管理者で、駆除業者により当該巣を駆除した方

▶ 補助金額

駆除費用の1/2相当額(100円未満切り捨て、上限5千円)

▶ 申請期限

領収書の発行日から60日以内

▶ 申請方法

交付申請書に必要書類(領収書原本、駆除前・駆除後の巣の写真)を添付し、農政課窓口または郵送

- ※ 予算の範囲内で先着順での補助となります。
- ※ 市職員による駆除は実施していません。
- ※ スズメバチ類およびミツバチ類以外のハチ(アシナガバチ、クマバチ等)は対象外です。
- ※ その他詳細は電話または市ホームページをご覧ください。

第71回社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

福祉総務課 (☎ 76 - 1196)

7月は第71回社会を明るくする運動強化月間です。すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動です。保護司会、更生保護女性会などを中心に全国的に更生保護活動の周知啓発運動などが展開されます。

PhotoNews

5/31 全国での活躍を期待しています！



「第75回全日本体操種目別選手権」に段違い平行棒の種目で出場する古賀 愛梨さんが市役所を表敬訪問され、中川教育長から激励費が手渡されました。

6/4 ストレッチャーの寄付をいただきました



小牧ライオンズクラブから、ストレッチャー2台が寄附されました。

これは、社会貢献の一環として、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場において、接種者の体調が急変した時等に対応するため、ご寄附いただいたものです。